

TOP NEWS

お客様と清水建設をつなぐ情報誌「aim」

株式会社清水建設
代表取締役
清水 洋一



毎日、暑い日が続きますが皆さん如何お過ごしですか？随分とご無沙汰をしてしまいました。約一年ぶりの発刊となってしまいました。発刊が遅れましたこと誠に申し訳ございませんでした。当社におきましては昨年から本年にかけて大きな変革の時期でありました。そのひとつに関連会社である「㈱開清プランニング」を社名を改め「㈱シーズンハウス」として新たに今年の1月からスタートさせました。「㈱シーズンハウス」は今まで通りの不動産事業に加え、住宅の建設販売に主力をおき、従来、清水建設で販売をしておりました「シーズンハウス」を主力商品とし、そのコンセプトでもあります「人が人であるために 人が人のために」の精神で広く住宅を求めているお客様のために努力していく所存です。「シーズンハウス」は発表以来約6年が過ぎ、少しずつ変化を遂げてきましたが、これからはより个性的で魅力あるデザインと価格についてもお求め安い設定にて提供できますよう努力していく次第であります。今まで通り施工に付きましては清水建設が全面的にバックアップして行きますので、共々宜しくお願い致します。お客様に誠実に良い商品をご提供出来ます様、従業員ともども努力してまいります。これからもお客様の声を大事にし、施工への反映をしていきたいと思っております。きびしい社会状況の中、皆様の暖かいお言葉やご支援に支えられながら頑張っておりますので今後とも宜しくお願い致します。

気をつけて下さい！！ まだある！！悪徳リフォーム会社による被害！！

悪徳リフォームにご注意！ 2005/05/22

「もしも。リフォーム会社の者ですが、無料で屋根の点検をしております。屋根瓦が傷んでいると、危ないですよ。よろしければいかがですか」。こんな言葉巧みな勧誘に、うっかりひっかかってしまうお年寄りが続出しています。埼玉県富士見市の認知症の姉妹が、なんと16件以上ものリフォーム業者から不必要な工事を発注させられたという記事、記憶に新しい人も多いのではないのでしょうか。もしかしたら、あなたのごく身近でも同じような事件が起こるかもしれません！

しつこい勧誘、ずさんな工事

リフォーム業者から屋根の無料点検を勧められたお年寄り。最初は断わっていたものの、あまりにしつこく勧誘されたので仕方なく、無料点検を了承した。来訪した業者は、自宅の屋根を撮影したというビデオを持参していた。業者が言うには、「築30年近く経っているため、屋根瓦にはヒビやズレが多いですよ。窓サッシの工事もしたほうがよいですね」とのこと。この言葉に動かされたお年よりは、屋根工事・サッシ取り替え工事約470万円の契約をしてしまったという(クレジットで120回払い)。契約書はごく簡単なものだった。ところが、記入する段階になって見積書がないことに気がつき、家族がそのことを指摘。すると、言葉巧みに言い逃れをし、何度言っても持ってこない。やはり断わろうと、2日後に電話すると業者は「解約の理由を明確にしてほしい」と突然来訪した。説明しようとする家族をおしとどめ、業者は工事の流れについて説明を始めたという。結局、解約するのはやめ、口約束で再契約することになった。しかし、数日後に業者が来訪し「クレジットの審査が通らなかったので、別のクレジット会社にしてほしい」という。書面を書き直した際、業者に「工事が完了したことにしてほしい」といわれ、指示どおりに記入した。しかし、工事の施工内容は手順もずさん。工事人のミスで室内の器物も壊されたりした。工事終了後も内訳書や保証書等の書類を交付してくれない。

悪徳リフォームにご注意！ 2005/05/22

▲ポイント1

契約から2日後に契約を解除する旨の電話をすると、業者は突然来訪し、再度勧誘した・・・クーリング・オフ回避に該当する行為です。

▲ポイント2

再度、勧誘をしようと業者は工事の流れについて説明。結局、解約するのはやめ、口約束で再契約することになった・・・再契約するには、その日の日付で書面交付が必要となります。

▲ポイント3

契約書はごく簡単なものだった・・・工事内容について詳細な記載がないので、「特定商取引に関する法律」に反しています。

結論

国民生活センターに相談したところ、無条件解約が妥当という回答が。センターからクレジット会社に連絡し、加盟店指導を依頼しました。その結果、信販会社はクレジット契約をクーリング・オフ扱いに。すでに支払った約30万円が返金されることになりました。

クーリング・オフとは

消費者は訪問販売など、特定の取引をいったん契約した場合でも、一定期間内なら自由に契約を解除することができます。訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら無条件で契約解除や申込み撤回が可能。マルチ商法や内職・モニター商法では20日以内となります。路上で呼び止められて店へ連れて行かれた場合や、目的を告げられずに電話などで店舗等へ呼び出された場合も適用されます。

ネット上の記事を引用させて頂きました

